共　同　研　究　契　約　書

鶴見大学（又は鶴見大学短期大学部）（以下「甲」という。）と○○株式会社（以下「乙」という。）とは、「○○○に関する研究」（以下「本研究」という。）を共同で行うことに関し、次のとおり契約を締結する。

（目　的）

第１条　本契約は、甲及び乙が本研究を共同で実施することを目的とする。

（研究の内容等）

第２条　本研究の実施目的、研究内容、研究を担当する者、経費の負担額等については、甲乙間で別に定める共同研究計画書（以下「計画書」という。）のとおりとする。

（研究の実施）

第３条　甲及び乙は、計画書に基づいて、互いに協力して本研究を遂行するものとする。

（共同研究の実施期間）

第４条　本研究の実施期間は、令和　年　月　日から令和　年　月　日までとする。

２　甲及び乙は、前項の実施期間を更新する場合は、甲乙協議の上、再度契約を締結するものとする。

（計画書の変更）

第５条　甲及び乙は、計画書の内容に変更がある場合は、甲乙協議の上、別途覚書を締結するものとす

る。

（共同研究の中止等）

第６条　甲又は乙は、本研究の実施期間中において、業務上の都合または不可抗力により本研究の遂行

が不能又は著しく困難となったときは、甲乙協議のうえ、本研究を中断又は中止することができる。

ここにいう不可抗力とは、地震、戦争、暴動、爆発、火災、ゼネスト等、当事者の通常の注意力及び

予防手段を尽くしても阻止し得ないものをいう。

（共同研究員の派遣）

第７条　乙は、本研究を実施するに当たって、甲に自己の共同研究員を派遣するものとし、その共同研

究員は、次によるものとする。

（１）身分は、乙の被用者のままとする。

（２）自立して研究を遂行する能力を有している者とする。

（３）その他の取り扱いについては、甲が別に取り決めるところによる。

（第三者への委託）

第８条　甲及び乙は、第2条に定める自己の作業分担の一部又は全部を、相手方の事前の書面による承

諾を得ずに第三者に委託してはならない。

（費用負担）

第９条　乙は、甲に対し、本研究の実施に要する費用として金○○○○○○○○○円也（消費税別）を

令和　年　月日までに甲の指定する銀行口座へ納入する。

（設備等の帰属）

第10条　前条の費用により甲が取得した消耗品、備品等は、甲に帰属するものとする。

（資料の提供等）

第11条　甲及び乙は、各自が保有し、かつ本研究の遂行に必要な資料、情報（以下「本件情報」という）

を相互に無償にて提供、開示するものとする。ただし、第三者との契約により機密保持義務を負って

いるものについては、この限りでない。

２　甲及び乙は、前項により相手方から提供、開示を受けた本件情報を善良なる管理者の注意をもって

管理するとともに、本研究にのみ使用し、他の目的のために一切使用してはならない。

３　甲及び乙は、本研究終了後又は相手方から要求を受けたときは、ただちに本件情報にかかる有体物

を相手方に返却するものとする。

（第三者との共同研究の制限）

第12条　甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ずに、本研究と同一又は類似の研究開発を、

第三者と共同で実施し、又は第三者に委託し、もしくは第三者から受託してはならない。

（本研究の結果報告）

第13条　甲は、本研究の進行状況について適宜報告しあうものとする。

２　甲は、本研究の終了後、速やかに、学外機関の研究者及び共同研究員と協力して当該研究成果につ

いてとりまとめ、鶴見大学共同研究取扱規程第10条に定める共同研究成果報告書により学長に報告し

なければならない。

（成果の帰属）

第14条　本研究により得られたデータ、ノウハウ等の技術的成果（以下「本研究成果」という。）につ

いては、甲乙間で持分の比率について別途協議するものとする。

２　甲及び乙は、本研究成果の詳細な取り扱いについて、甲乙協議の上、変更するものとする。

（知的財産権の帰属）

第15条　共同研究で生じた知的財産権の帰属は、甲及び学外機関の共有とし、共同出願を行うものとす

る。

２　共同研究を行った結果、研究担当者又は学外機関の研究者の独自の研究によって生じた知的財産権

について、本学又は学外機関が単独で出願を行おうとするときは、あらかじめ相手方の同意を得るも

のとする。

（秘密保持）

第16条　甲及び乙は、本研究の内容、本研究に関して相手方から提供、開示された本件情報、本研究成

果及び本契約に関連して知り得た相手方の技術上・経営上の情報を機密として保持し、これらを第三

者に漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。

（１）提供、開示される以前において、すでに公知・公用となっているもの

（２）提供、開示されたときに、すでに所有していたもの

（３）提供、開示された後に、自己の責によらず公知・公用となったもの

（４）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく、正当に入手したもの

（５）相手方からの事前の書面による承諾を得たもの

（成果の公表）

第17条　甲及び乙は、共同研究によって得られた研究成果を公表するものとする。

公表の時期・方法について定める必要がある場合は、甲乙協議するものとする。

（有効期間）

第18条　本契約の有効期間は、令和　年　月　日から第13条第2項に定める本研究終了後の報告をな

した時までとする。

２　前項の規定にかかわらず、第14条の規定は、本契約終了後もなお効力を有するものとする。

（解　除）

第19条　甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合には、相手方に書面によりその是正を催告

し、催告後30日以内にその事態が是正されないときは、本契約を解除し、これによって受けた損害に

ついて、相手方に損害賠償請求をすることができる。

（１）正当な理由なく本研究を遂行しないとき

（２）本契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき

（３）本契約に違反したとき

（協議事項）

第20条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関して疑義が生じた事項については、甲乙誠意を

もって協議の上、決定するものとする。

　　本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲：横浜市鶴見区鶴見２丁目１番３号

　　　鶴見大学（又は鶴見大学短期大学部）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学　長

乙：

令和　　年度　　共同研究計画書

1. 研究課題
2. 目　　的
3. 研究の内容等
4. 研究を担当する者
5. 研究の実施期間
6. 研究の実施場所
7. 連絡担当者及び連絡先

鶴見大学（又は鶴見大学短期大学部）

　連絡担当者：○○○○

　連　絡　先：○○学部○○（学）科（又は○○講座・研究室）

　〒230－8501

　神奈川県横浜市鶴見区鶴見2丁目１番３号

　　電話番号：045－580－○○○○、ＦＡＸ番号：045－○○○－○○○○

　　　　　　　　e-mail ：　○○‐○@tsurumi-u.ac.jp

㈱○○○○

連絡担当者：○○○○

　連　絡　先：○○○課

　〒○○○－○○○○

　　○○県○○市

　　電話番号：○○○－○○○－○○○○、ＦＡＸ番号：○○○－○○○－○○○○

　　　　　　　　e-mail ：